

令和6年11月8日

# お知らせ

課名	労働雇用政策課
担当	産業人材育成班 家元・河原
内線	5267、5273
電話	086-226-7387

## 令和6年度「卓越した技能者」の表彰対象者が決定しました

令和6年度「卓越した技能者」（通称「現代の名工」）として、本県関係では次の方が厚生労働大臣から表彰されることになりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 被表彰者

氏名	まえだ かずひこ 前田 和彦
年齢	61歳
職種	製鉄工
所属名	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 倉敷地区
所在地	倉敷市水島川崎通1丁目
功績の概要	鉄鋼生産の出発点で最重要工程である製鉄工程の操業技能に優れており、多くの経験を通して培われた技能と広範な知識、それらに裏打ちされた幾多の改善によって、世界に誇る高品質な製品の製造に不可欠な溶鉱炉の安定操業に大きく寄与してきた。 また、人材育成においても第一人者であり、500項目以上に渡る作業手順書の整備やビジュアル化したポイント集の作成を通して「技能の見える化」を図るとともに、個々人の技能を評価、改善していく仕組みを確立し、後進の技能向上に貢献している。
推薦者	一般社団法人日本鉄鋼連盟

#### 2 表彰式

- (1) 日時 令和6年11月11日（月）14:00～15:00  
(2) 場所 リーガロイヤルホテル東京（東京都新宿区戸塚町1-104-19）

#### 3 参考

- ・表彰基準は、裏面の技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）のとおりです。
- ・当制度は昭和42年に創設され、令和6年度は58回目

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号）

（目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の  
気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年 1 回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

- 2 表彰状の様式は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第 2 のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくは  
はその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の  
推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適  
切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。
- 3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁  
錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、  
これを返納させることができる。

（細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省  
人材開発統括官が定める。